

清瀬市在宅介護支援センター信愛 重要事項説明書  
(2024年4月1日改定)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定 第 1374700027 号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定の申請を行っていても、まだ認定結果が出ていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1.	法人の概要.....	2
2.	事業所の概要.....	2
3.	事業実施地域及び営業時間.....	3
4.	職員の体制.....	3
5.	当事業所が提供するサービス利用料金とサービス内容.....	3
6.	サービスの利用に関する留意事項.....	5
7.	身体拘束等.....	6
8.	緊急時及び事故発生時の対応.....	6
9.	虐待防止の措置について.....	6
10.	衛生管理等.....	7
11.	業務継続計画の策定等について.....	7
12.	相談・苦情対応について.....	7

## 1. 法人の概要

- 1) 法人名 社会福祉法人 信愛報恩会
- 2) 法人所在地 東京都清瀬市梅園 2-5-9
- 3) 設立年月日 明治42年1月

## 2. 事業所の概要

- 1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- 2) 事業所の名称 清瀬市在宅介護支援センター信愛  
(平成12年4月1日指定 1374700027号)
- 3) 事業所の所在地 東京都清瀬市梅園 2-3-15
- 4) 電話番号 042-492-1811
- 5) 管理者：緒方 明姫
- 6) 事業の目的

社会福祉法人信愛報恩会が運営する清瀬市在宅介護支援センター信愛（以下「センター」という）は、キリスト教の愛と奉仕の精神に基づき行う指定居宅介護事業所（以下「事業」という）の適正な運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 7) 当事業所の運営の方針

- ①センターの介護支援専門員等は、当事業所が提供する居宅介護支援等を利用する者（以下「利用者」という）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って支援する。
- ②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者自らの選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ能率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- ③事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 8) 法人が行っている他の業務（清瀬地区）

当法人は清瀬市、荒川区で事業展開しており、清瀬地区では、信愛病院のほか、次の介護保険事業を実施しております。

### 【通所介護事業】

信愛デイサービスセンター 昭和54年4月1日

### 【訪問介護事業】

ホームヘルパーステーション信愛 平成12年1月1日

### 【訪問看護事業】

信愛訪問看護ステーションほほえみ 平成6年10月1日

【特別養護老人ホーム・短期入所介護事業】

特別養護老人ホーム信愛の園 昭和45年4月1日

【地域包括支援センター】

きよせ信愛地域包括支援センター 平成21年4月1日

(清瀬市内 竹丘、梅園、野塩、松山地区を担当)

3. 事業実施地域及び営業時間

1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は清瀬市内全域とする。

2) 営業日及び営業時間

営業日	平日 (土曜・日曜・祝日と12月30日～1月3日は休業)
営業時間	午前9時～午後5時

※緊急時等の場合、電話等により連絡が可能です。

4. 職員の体制

重要事項説明書 別紙に記載

5. 当事業所が提供するサービス利用料金とサービス内容

1) サービス利用料金

①居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙に定めるサービス利用料金の全額を別紙に定める方法にてお支払い下さい。介護給付費体系の変更があった場合、事業所はサービス利用料金を変更します。

②通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

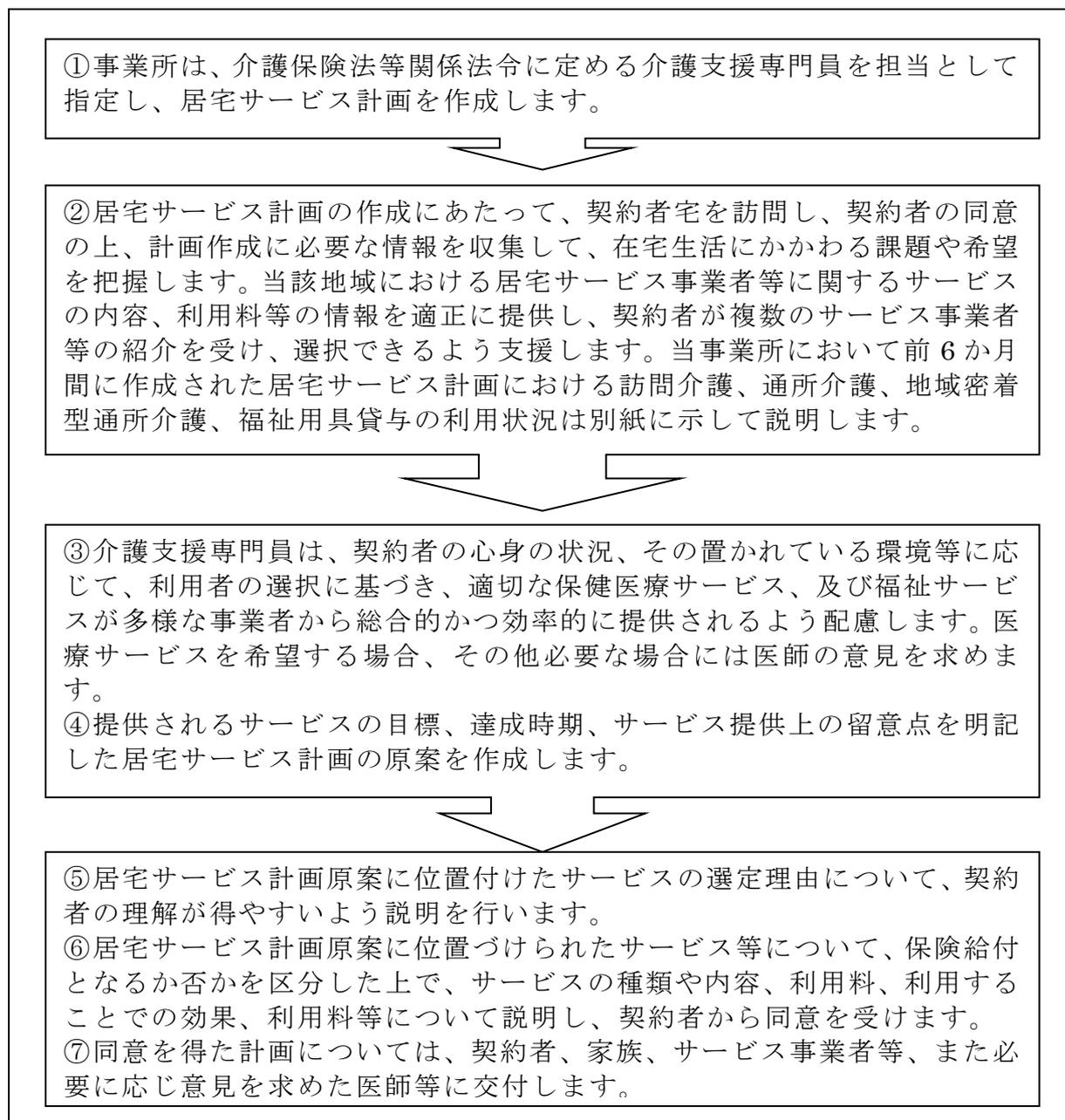
## 2) サービスの内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

### ①居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>



### ②居宅サービス計画作成後の支援

事業所は、居宅サービス計画作成後においても、実際にサービス提供がされている場合、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

ア)契約者並びにその家族等、及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行

い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- イ) 介護保険サービスのご利用がある場合には、契約者宅を月に1回以上訪問し、契約者の生活状況を把握します。但し、入院等止むを得ない都合により特に保険者が認めた場合にはその限りではありません。
- ロ) 居宅サービス計画の目標に沿ったサービスが提供されているか、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ハ) 契約者の状況の変化により居宅サービス計画の変更や要介護認定の更新、区分変更の申請が必要な場合は、そのために必要な支援を速やかに行います。
- ニ) 契約者が入院する場合は、必要な情報を入院先医療機関と共有することで、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。そのため、入院時には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等へ伝えて頂くよう協力を求めます。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### 1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### 2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ①事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

### 3) その他

- ①当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、

利用者本人やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。

- ②利用者、家族が当事業所の従事者に対して、法令違反、暴力、脅迫、セクシャルハラスメントなど重大な公序良俗に反する行為をなし、改善の見込みがないなど、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより1か月の予告期間を置き、サービスを終了させていただく場合があります。

## 7. 身体拘束等

事業所は、利用者の身体拘束は行いません。ただし、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族等に緊急やむを得ない身体拘束に関する説明に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内において身体拘束等を行うことができますものとしします。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化に関する指針を整備し、防止のための対策を検討する会議を開催します。従業員に対しては、定期的に研修を行い、スキルアップを図ります。

## 8. 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、契約者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかに契約者及び代理人に連絡いたします。

### 連絡体制について

①月～金 午前9時～午後5時	事業所で受付
②月～金 午後5時～午前9時 土・日・祝日・年末年始 終日	法人窓口で受付 042-492-1551

- 24時間連絡可能な体制を整えています。
- 担当者が不在の場合でも他の介護支援専門員が対応し、必要があれば担当者に連絡を取ります。また、緊急の場合は、他の介護支援専門員が必要な対応を行いません。

## 9. 虐待防止の措置について

事業所は虐待の未然防止、虐待の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応のために次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を従業員に周知徹底する。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 10. 衛生管理等

事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 11. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 12. 相談・苦情対応について

#### 1) 相談・苦情対応

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

また、事業所を所管する保険者への報告、国保連等との連携により適切な対応に務めます。

○苦情受付窓口

電話番号 042-492-1811

受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

#### 2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの地区を管轄する市役所へご連絡下さい。

清瀬市役所 生涯健幸部 介護保険課 介護サービス係	所在地 東京都清瀬市中里5-842 電話番号 042-492-5111 (代表)
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談窓口担当	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号 03-6238-0177 (直通)

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

清瀬市在宅介護支援センター信愛

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、理解し、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

契約者

氏 名 \_\_\_\_\_

身元引受人（又は法定代理人・家族等）

氏 名 \_\_\_\_\_

\*この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。